

塩竈市復興推進計画

平成24年2月21日
令和3年3月26日変更
宮城県塩竈市

作成主体の名称：塩竈市

1 復興推進計画の区域

塩竈市全域

※ 別添資料1

2 計画の目標

本市においては、市内の製造業出荷額の76%を占める水産加工業、年間46万人が利用する遊覧船業、市内に30店舗あり周辺地域からの集客効果の高い寿司店業等の基幹となる業種が従来から存在している。

これらの地域資源を基盤として、長い間住みなれた土地で、安心した生活をいつまでも送ることのできるまちづくりを目指し、本計画に定める復興推進事業を実施することにより、関連業種の更なる集積又は事業内容の高度化等を促進する。このことを通じて、被災者の雇用継続及び新規雇用、企業の新規立地・投資を促進し、産業の集積の形成及び活性化を推進し、市内産業の再生と復興を図る。目標とする数値は以下の数値を設定する。

- ① 水産加工品の出荷額を震災前の520億円以上の水準へ復元する。
- ② 松島遊覧船乗降人員を震災前の46万人以上へ復元する。

3 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

- ① 水産加工業及び密接に関連する漁業について、事業用設備等の整備を推進する。
- ② 観光に関連する産業である水運業、宿泊業、娯楽業、その他社会教育及びそれらに関連する産業について、従来から立地している既存企業の再興に向けた取り組みを支援し、事業用設備等の整備、未利用遊休地への新規企業の誘致を推進する。具体的には、ホテルや旅館等の宿泊施設、寿司店等の飲食店、海辺の観光施設として集客力のある観光船や遊漁船などの整備、更に、市民会議において提案のあった水族館の新規立地を推進する。

4 復興産業集積区域の区域

- ① 塩竈市海岸通、本町、港町1丁目61、62、90～130の区域。

面積は、366,000㎡。（「千賀の浦観光推進特区」）

※ 別添資料2参照

※当該復興産業集積区域に係る適用は令和3年3月31日限りとする。

5 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別の措置の内容

(1) 法第2条第3項第2号イの復興推進事業

- ① 復興産業集積区域において集積を目指す業種並びに集積の形成及び活性化の効果

(ア) (イ)の業種の集積の形成及び活性化を目指す復興産業集積区域

千賀の浦観光推進特区

(イ) (ア)の復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す特定の業種

45 水運業（ただし、450管理、補助的経済活動を行う事業所のうち港湾旅客海運業に係るもの及び4531港湾旅客海運業に限る。）、58 飲食料品小売業、75

宿泊業、76 飲食店（ただし、766 バー、キャバレー、ナイトクラブを除く。）、

80 娯楽業（ただし、800管理、補助的経済活動を行う事業所のうち遊漁船業に係るもの及び8093 遊漁船業に限る。）、82その他の教育、学習支援業（ただし、

8214動物園、植物園、水族館のうち水族館に限る。）

(ウ) (イ)の業種の総称

「観光関連業」

(エ) 集積の形成及び活性化の効果

観光地、鉄道駅に近接し、商店街や飲食店、観光施設の業種の立地があることから、当該業種を集積することにより、被災地域の経済活性化がなされる。予想される効果は、投資額2,950百万円、雇用創出人数70人である。

- ② 雇用等被害地域及び雇用等被害地域を含む市町村

塩竈市域において津波により直接の被害が生じた地域

雇用等被害地域を含む市町村は塩竈市

※別添資料3参照

<理由>

塩竈市においては、東日本大震災により、地震による強烈な揺れとともに、沿岸地域を襲った巨大な津波によって、全域にわたって甚大な被害が発生した。（別添資料4－2参照）特に津波浸水区域は、企業をはじめとする産業基盤が広範囲にわたって甚大な被害を受けており、また、事業主都合離職者数、雇用保険受給者数、雇用保険の資格喪失者数等の雇用に関する指標が、震災前の前年同月又は同時期と比べ、大きく悪化して

いる。(別添資料4-1参照)

- ③ ①の(ア)の復興産業集積区域のうちその区域の全部または一部が、雇用等被害地域を含む市町村の区域内にあるもの
千賀の浦観光推進特区

④ 特別の措置

- (ア) ①の(イ)の業種に属する事業を実施する指定事業者(指定法人)に対する法人税又は所得税の課税の特例(法第37条から法第40条の規定に基づく措置)
(イ) ①の(イ)の業種に属する事業を実施する指定事業者(指定法人)に対する事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税に伴う措置(法第43条の規定に基づく措置)

⑤ 関連して実施される一般復興事業の内容とその実施主体

- (ア) 中小企業等のグループの施設・設備の整備に対する補助(実施主体:経済産業省、宮城県)
(イ) 中小企業を対象とした震災の制度融資(実施主体:宮城県、地方銀行等金融機関)
(ウ) 制度融資を利用している中小企業に対する利子補給(実施主体:宮城県)
(エ) 振興資金、小口資金などの制度融資(実施主体:塩竈市)
(オ) 施設設備等を新設または増設する企業に対する企業立地奨励金、雇用奨励金及び法人市民税の控除といった奨励措置(実施主体:塩竈市)
(カ) 観光施設等の復旧整備(実施主体:宮城県)
(キ) 東北観光博による旅行需要の喚起(実施主体:国土交通省)
(ク) 仙台・宮城デスティネーションキャンペーンによる旅行需要の喚起(実施主体:JR東日本、宮城県、塩竈市)
(ケ) プレ及びアフターを含む仙台・宮城デスティネーションキャンペーンによる各種観光事業(寿司街道・塩スイーツS-1グランプリ・イケ麺オリンピック・門前市・全国カレイ釣り大会・蔵出し新酒まつり・神々の花/月灯り等)の継続した取り組み(実施主体:JR東日本、宮城県、県内の市町村、ほか関連団体)

(2) 法第2条第3項第3号の復興推進事業

「復興特区支援貸付事業」

① 事業の内容

- (ア) 塩竈市の水産業及び水産加工業を支える冷凍冷蔵施設、製氷貯氷施設及び加工施設の整備を行う事業者に対して必要な資金を貸し付ける事業
(イ) 「千賀の浦観光推進特区」の地区において、観光の核となる水族館及び付随する施設(レストラン、グッズショップ等)を整備し地域の雇用創出に資する事業を行う事業者に対して必要な資金を貸し付ける事業

② 貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

食料品製造業、特に水産加工業は、その生産額が市の製造業全体の約 76 % を占めており、地域の漁業及び水産加工業の生産能力増強のための核となる冷凍冷蔵施設、製氷貯氷施設及び水産加工施設の整備を行うことは、目標に掲げた市内産業の再生と復興、水産加工品の出荷額の増加に向けて最も中核となる事業である。

塩竈市の観光遊覧船の利用客数は年間約 46 万人にのぼり、海辺を中心に周遊する観光客の来訪が多いことから、周遊起点となる観光遊覧船旅客施設の近隣地域に観光の核となる集客施設として水族館を整備することは、本市を訪れる交流人口の増加をもたらし、集積を目指すこととしている飲食料品小売業等の業種の集積にも好影響を与えることが想定されることから、目標に掲げた被災者の新規雇用、地域経済の活性化に向けて中核となる事業である。

※別添資料 5 参照

③ 施行規則第 2 条に規定する該当事業

施行規則第 2 条第 1 項第 2 号及び第 6 号

④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社日本政策投資銀行

株式会社七十七銀行

株式会社北日本銀行

⑤ 特別の措置

本事業を実施する者に対して必要な資金を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第 44 条の規定に基づく措置）

6 復興産業集積区域において、実施し、またはその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別の措置の内容

千賀の浦観光推進特区

「観光関連業」

内容は、5（1）の内容と同じ

7 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

当該計画の実施により、被災者が働く場として、事業用施設等が設けられ、雇用の創出が生まれる。また、基幹産業の水産加工業の発展と、観光関連業の充実により交流人口の拡大が見込まれ、地域の活力が回復する。

これらの効果は、塩竈市における復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に寄与するものである。

8 その他

塩竈市復興推進計画地域協議会において、法第4条第6項に基づく協議を行った。

また、塩竈市復興推進計画地域協議会には、関係地方公共団体である宮城県が構成員となっており、法第4条第3項に規定する関係地方公共団体からの意見聴取を行っている。

※別添資料6 参照。

【資料 1】

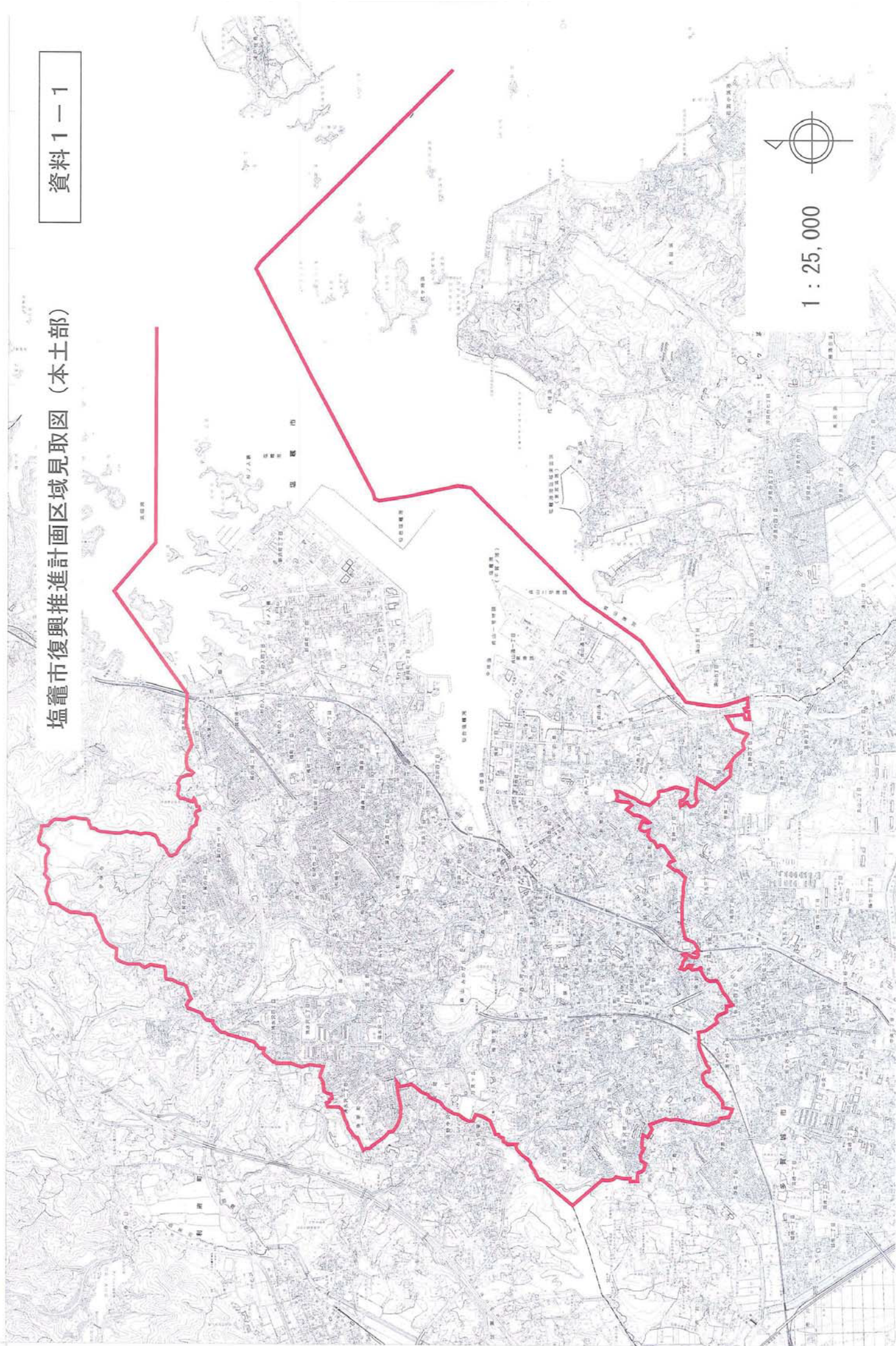
塩 竈 市 の 市 域 図

塩竈市復興推進計画区域見取図（本土部）

資料 1-1

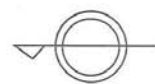
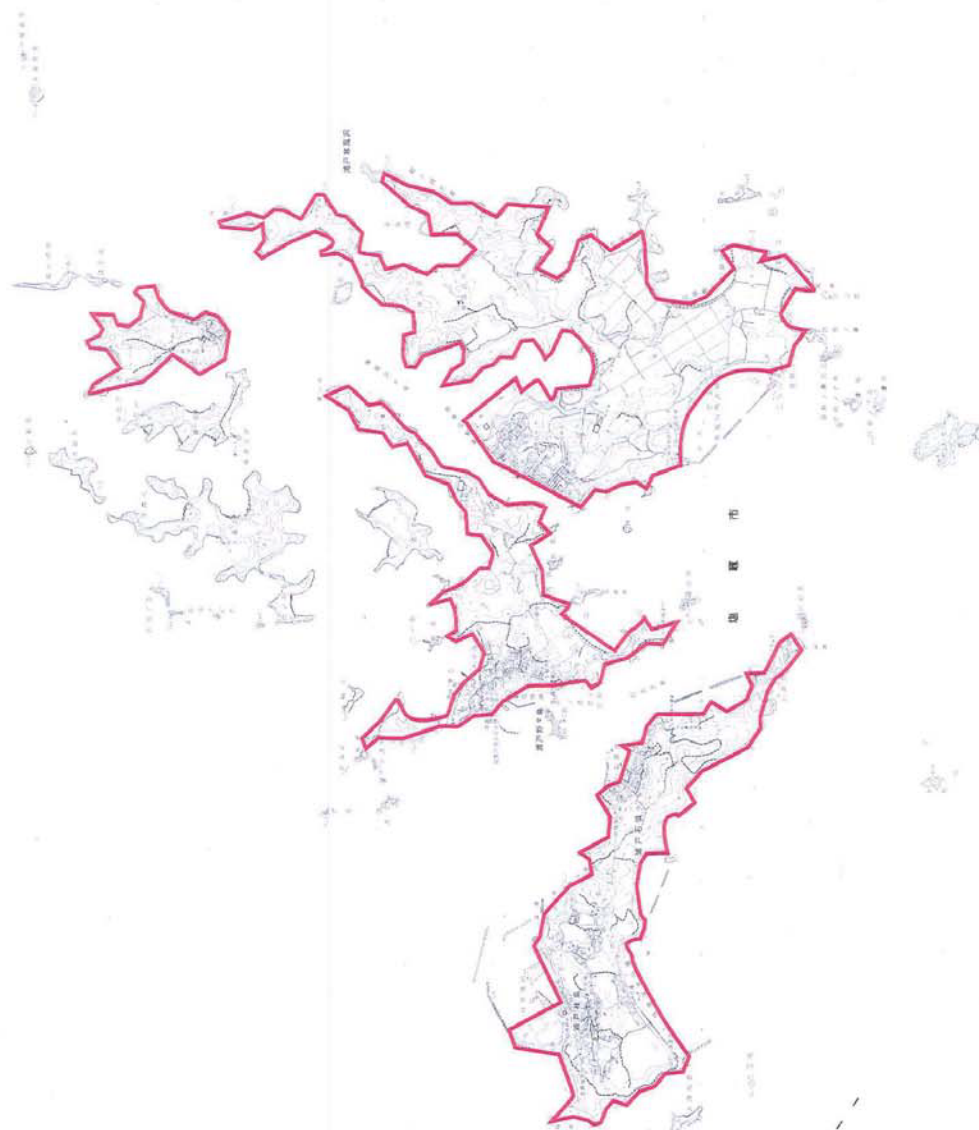


1 : 25,000



塩竈市復興推進計画区域見取図（浦戸地区）

資料 1-2



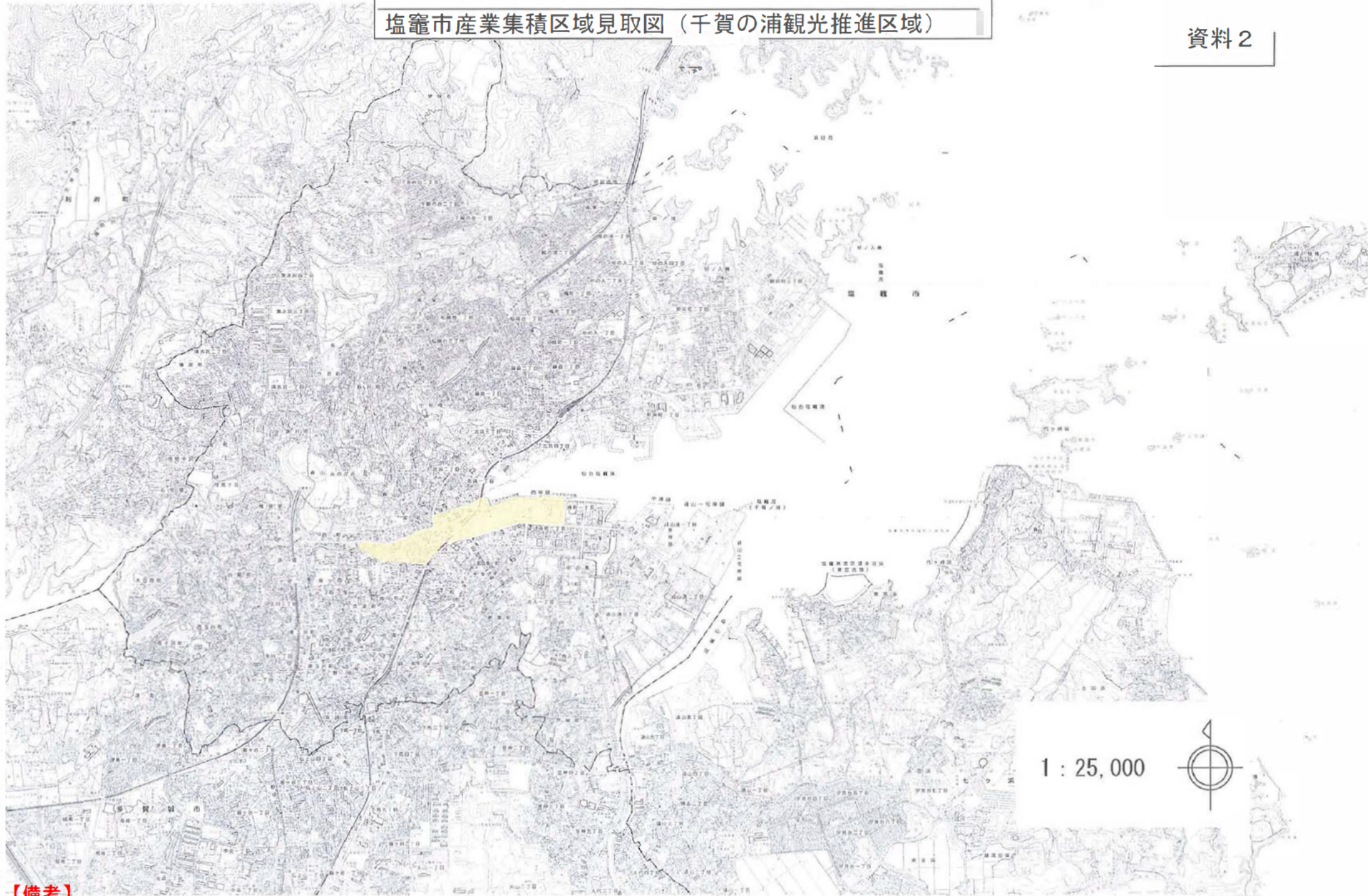
1 : 25,000

【資料 2】

塩竈市復興推進計画における復興産業集積区域の区域図

塩竈市産業集積区域見取図（千賀の浦観光推進区域）

資料 2



【備考】

当該復興産業集積区域の適用については令和3年3月31日限りとする。

【資料 3】

塩竈市における雇用等被害地域（津波浸水地域）の地域図

雇用等被害地域見取り図（津波浸水域）

資料 3-1



雇用等被害地域見取り図（津波浸水域浦戸地区）

資料 3-2



1 : 25,000



【資料４－１】

雇用等被害地域と判断する雇用に係る指標について

塩竈市を含む塩釜管内（塩竈市・多賀城市・松島町・七ヶ浜町・利府町）の雇用に係る指標は、東日本大震災の影響を受けて悪化している。

根拠とする指標は、以下の指標である。

１ 事業主都合離職者に関する指標

事業主都合離職者は、平成 23 年 4～6 月期で全国合計は 535,238 人（前年比 2.8%減）に対して、雇用等被害地域を含む塩釜管内においては 1,897 人であり、平成 22 年 4～6 月期の 740 人より大幅に増加（前年比 156.4%増）している。

	全国	塩釜管内
平成 22 年 4 月～6 月事業主都合離職者	550,537 人	740 人
平成 23 年 4 月～6 月事業主都合離職者	535,238 人	1,897 人
増加率（H23／H22）	▲2.8	156.4

※ 宮城県労働局「宮城県の一般職業紹介状況」から引用

２ 雇用保険に関する指標

雇用保険受給者数は、昨年同期（平成 22 年 4 月～12 月）と比べて全国で 4.2%減少しているが、塩釜管内では 117.9%増加している。

雇用保険資格喪失者数は、昨年同期（平成 22 年 4 月～12 月）と比べて全国で 6.6%増加しているが、塩釜管内では 60.3%増加している。

	雇用保険受給者数累計		雇用保険資格喪失者数累計	
	全国	塩釜管内	全国	塩釜管内
平成 22 年 4 月～12 月	6,111,986 人	9,311 人	5,061,710 人	4,199 人
平成 23 年 4 月～12 月	5,853,545 人	20,293 人	5,398,387 人	6,732 人
前年比	▲4.2	117.9	6.6	60.3

※ 厚生労働省「雇用保険事業月報」及び宮城県労働局「雇用保険関係主要指数」から引用

３ 有効求人倍率に関する指標

塩釜管内の有効求人倍率は、震災を境に低下している。

	有効求人倍率	
	全国	塩釜管内
平成 23 年 2 月	0.62	0.37
平成 23 年 3 月	0.63	0.35
平成 23 年 4 月	0.61	0.27
平成 23 年 5 月	0.61	0.28

※ ハローワーク塩釜「職業紹介業務主要指標」から引用

【資料４－２】

東日本大震災による塩竈市の被害状況について

塩竈市の市域における東日本大震災による被害状況は以下のとおりである。

1 人的被害

死者４７名（市内で亡くなった方１７名、市外で亡くなった方３０名）である。

2 住家などの被害

津波及び地震により、住家と非住家を合わせて１２，０６１件が被災した。

（内訳）全壊	１，００９件
大規模半壊	２，５０７件
半壊	２，１４５件
一部破損	６，４００件

3 津波浸水域

津波浸水域の市域面積	３．９６㎢（総面積１７．８６㎢）
津波浸水域の居住者数	１８，８４２人（総人口５７，３３７人）
	（人口数は平成２３年２月２８日時の数値）

4 被害金額の状況

被害金額の合計	１１０，４４１，６６５千円
（内訳）交通関係	２５，１４１千円
ライフライン施設	９２７，７００千円
保健医療・福祉関係施設	４４８，７９０千円
建築物	６０，０３９，５６６千円
民間施設等	１２，８００，０００千円
農林水産関係	２７，２１３，９４９千円
交通基盤施設	７，４７２，９４８千円
文教施設	２０４，３９５千円
文化財	４，５００千円
廃棄物処理・し尿処理施設	１３０，５００千円
その他の公共施設	１，１７４，１７６千円

※ 数値はすべて塩竈市の調査によるもの。

【資料５】

塩竈市における食品製造業及び観光業の指標について

1 水産食料品製造業に関する指標

水産食料品生産額は、塩竈市内の製造業全体の生産額の３分の２を超える額に上る。

	製造業生産額	水産食料品生産額	水産食料品生産額の製造業 生産額に占める割合
平成 19 年	8,391,724 万円	5,673,621 万円	67.6%
平成 20 年	7,787,395 万円	5,307,127 万円	68.2%
平成 21 年	6,751,433 万円	5,128,939 万円	76.0%

※ 「塩竈市統計書（平成 22 年度版）」工業統計調査及び塩竈市産業環境部水産振興課の調査から引用

2 遊覧船乗降人員に関する指標

塩竈発着の遊覧船乗降人員は、年間 45 万人を超える人数に上る。

	合計	塩竈→松島	松島→塩竈	その他のコース
平成 19 年	516,647 人	131,772 人	137,518 人	247,357 人
平成 20 年	472,068 人	148,622 人	145,383 人	178,063 人
平成 21 年	481,804 人	172,808 人	119,677 人	189,319 人
平成 22 年	458,237 人	130,141 人	116,567 人	211,529 人

※ 「塩竈市統計書（平成 22 年度版）」塩竈市産業環境部観光交流課の調査から引用

地域協議会の名称	塩竈市地域協議会
地域協議会の設置日	平成23年2月17日（金）
地域協議会の構成員	塩竈市市民総務部震災復興室 塩竈市産業環境部 宮城県震災復興・企画部地域復興支援課 塩釜ガス株式会社 塩竈倉庫株式会社 株式会社アジアマリンプロダクツ 塩釜魚市場水産加工業協同組合 三波食品株式会社 株式会社渡會 株式会社北日本銀行 株式会社七十七銀行 株式会社日本政策投資銀行 社団法人塩釜法人会 塩釜商工会議所
協議を行った日	平成23年2月17日（金）
協議の方法	協議会を開催
協議会において協議された議決内容	1 塩竈市復興推進計画地域協議会規約を定めた。 2 塩竈市復興推進計画地域協議会の会長及び副会長を互選した。 3 塩竈市復興推進計画（案）の内容について協議し、当該計画を塩竈市が国へ申請することについて了承した。
協議会の意見の概要	1 支援利子補給金の支給の特例について、予定する金融機関名を復興推進計画に記載する必要があるが、地元の企業の取引する金融機関は様々である。それらの金融機関名も復興推進計画に記載すべき。 2 支援利子補給金の支給の特例について、活用できる区域の設定は制限があるか。 3 観光関連業として産業集積する区域のネーミングについて、塩竈らしさを象徴するものとした。
意見への対応	1 について、支援利子補給金の支給の特例は、融資額が3億円以上という条件があり、今後、中核となる事業者の事業計画等の意見を踏まえたうえで、計画書の変更や追加により対応することとした。 2 について、復興推進計画の区域である塩竈市全域で活用できるものであり、産業集積区域外においても活用できるものであることを説明し、了解された。 3 について、分かりやすく親しみやすいネーミングとして「千賀の浦観光推進特区」に変更した。
関係地方公共団体からの意見（再掲）	なし
関係地方公共団体からの意見への対応（再掲）	なし

地域協議会の 構成員	塩釜商工会議所 専務理事 三浦一泰（会長） 塩竈市建設部復興推進課 課長 鈴木英仁（副会長） 塩釜ガス株式会社 常務取締役 加藤雄一 塩竈倉庫株式会社 取締役 伊藤久美子 株式会社アジアマリンプロダクツ 代表取締役 都留城太郎 塩釜魚市場水産加工業協同組合 総務経理次長 内海一彦 三波食品株式会社 常務取締役 内海誠 株式会社渡會 経営企画室室長 中村立見 株式会社北日本銀行 塩釜支店支店長 千葉敏孝 株式会社七十七銀行 地域開発部副長 高橋裕美子 株式会社日本政策投資銀行 東北支店東北復興・成長サポート室長 渡辺秀幸 公益社団法人塩釜法人会 会長 佐藤仁一郎 塩竈市産業環境部 部長 佐藤俊幸 宮城県震災復興・企画部地域復興支援課 課長 多田佳裕
協議が調った日	令和3年3月8日（月）
協議の方法	書面協議により開催
協議会において 協議された議決 内容	1. 民間投資促進特区（ものづくり産業版）の対象区域重点化について、事務局案 どおり全会一致で承認された。 2. 千賀の浦観光推進産業特区の延長を行わないことについて、全会一致で承認さ れた。